

健移発 1 2 2 6 第 4 号

平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日

一般社団法人日本透析医学会 理事長殿

厚生労働省健康局難病対策課

移植医療対策推進室長



「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の
細則の一部改正について

平成 9 年 1 0 月 8 日付け健医発第 1 3 2 9 号厚生省保健医療局長通知
の別紙「「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」
（以下「ガイドライン」という。）の運用に当たっては、「「臓器の移植に
関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の細則について」（平
成 2 2 年 6 月 2 5 日付け健臓発 0 6 2 5 第 1 号厚生労働省健康局疾病対
策課臓器移植対策室長通知。以下「細則」という。）を定めているところ
です。

今般、ガイドラインの改正に伴い、細則の一部を別紙新旧対照表のとおり
改正し、平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日から施行することとしましたので、貴
管内市町村、関係機関及び関係団体等に対する周知についてご配慮をお願い
します。

なお、別添として、改正後の細則全文を添付いたしますので、ご活用願
います。